

東京士別ゆかりの会会則

【名称】

第1条 本会は「東京士別ゆかりの会」と称す。

【事務局】

第2条 本会は事務局を首都圏におく。

【目的】

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、郷土の発展に寄与することを目的とする。

【事業】

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 総会を随時開催すること。
- ② 懇親会および各種親睦会を随時開催すること。
- ③ 会報を随時発行すること。
- ④ 士別地方から全国大会に出場する団体等を随時応援すること。
- ⑤ 前各号に関連する事業。

【会員】

第5条 本会員は士別地方に何らかのゆかりのある者とする。

【入会】

第6条 本会に入会しようとする者は入会申込書に必要事項を記入し、維持会費一会計期間分を添えて申し込むものとする。この場合、会長が入会を承認したときから会員となる。

【退会】

第7条 会員に次の事由が生じたときは、会員の資格を失う。

- ① 会員が死亡したとき。
- ② 会員が本会に退会届を出したとき。
- ③ 本会から会員宛の郵便物が転居先不明等の理由により、配達されなかったとき。
- ④ 維持会費を二会計期間支払わなかったとき。
- ⑤ 本会を政治的・宗教的・商業的に利用し、その他本会の目的に反する活動をしたことを理由に、幹事会において除名が決議されたとき。

【維持会費】

第8条 本会の維持会費は幹事会において決定する。

2、会員は維持会費を支払うほか、総会・懇親会に出席する場合は必要な費用を支払う。

【総会・懇親会】

第9条 総会は随時開催する。

2、総会は幹事会の決議により会長が招集し、議長となる。

3、総会の議決は、出席会員の過半数で決する。

4、総会は次に掲げる事項を決する。

- ① 事業報告および決算の承認。
- ② 幹事の選任。

- ③ 会則の改定。
- ④ 解散。
- ⑤ その他、会長の付議する事項。

5、総会に引き続き原則として懇親会を開催する。

【幹事会】

第10条 幹事会は会長が随時招集し、幹事長が議長となる。なお、幹事長に事故あるときは会長が指名する。

2、幹事会の議決は、主席幹事（委任状含む）の過半数で決する。

3、幹事会は会則に定める事項および、会長から諮問された事項を決する。

【役員】

第11条 本会には次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 若干名
- ③ 幹事長 1名
- ④ 事務局長 1名
- ⑤ 会報編集長 1名
- ⑥ 幹事 若干名
- ⑦ 副幹事 若干名

【役員を選任】

第12条 幹事は総会において選任する。

2、会長、副会長、幹事長、事務局長、会報編集長は幹事会において幹事の中から選任する。なお、これらの役員が会員の資格を失ったときはその任期を終了する。

3、副幹事は会長が随時選任する。但し、会長はいつでもこれを解任することができる。

【幹事の任期】

第13条 幹事の任期は、幹事に選任された総会が終結したときから次期総会が集結するときまでとする。但し、幹事を辞任したとき、または会員資格を失ったときは任期を終了する。

【役員職務】

第14条 役員職務は次の通りとする。

- ① 会長は会を代表し、会務を統括する。なお、会長は本会の目的の範囲内において、会則第4条に掲げる事業を随時立案執行し、本会の財産を支出することができる。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する者を互選する。
- ③ 幹事長は幹事会を主宰し、会務の執行および会計を監査する。
- ④ 事務局長は会長の命により会務を処理する。
- ⑤ 会報編集長は会報の編集と発行を主宰する。
- ⑥ 幹事は幹事会を構成し、会務を分担する。
- ⑦ 副幹事は事務局を補佐する。また、幹事会に出席し意見を述べることができる。

【責任の免除】

第15条 総会において事業報告および決算が承認されたときは、当時の役員責任は免除されたものとする。但し、総会に提出された決算書類に虚偽の事実が記載されていたときは、この

限りではない。

【顧問、相談役及び名誉会長】

第16条 会の運営に資するため、顧問、相談役、名誉会長を各若干名を置くことができる。特に本会に功績のあった者は、名誉会長とすることができる。いずれも選任は幹事会において行う。

【会計期間】

第17条 本会の会計期間は、前期末の翌日より次期総会が開催される日の二カ月前の日の属する月末日までとする。

【運営費用】

第18条 本会の運営費用は、維持会費、寄付金等をもってこれにあてる。

【残余財産の処分】

第19条 本会を解散したときに生ずる残余財産は、士別市に寄付する。

【細則】

第20条 この会則に定めるもののほか本会運営に必要な細則は、幹事会の議決をもって別に定める。

【付則】 この会則は平成二三年（二〇一一年）一〇月二二日より施行する。なお、現行の維持会費を二、〇〇〇円とする。

2002年11月16日改訂

2011年10月22日改訂